

## 就労の事実を証明する確認書

この確認書は「就労証明書」の事業主の押印を不要とする代わりに提出していただくものです。必ず「就労証明書(押印のないもの)」とセットにして、市へ提出してください。

### ■ 保護者記入欄

利用(予定)施設名	
児童氏名(生年月日)	( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 在園中 <input type="checkbox"/> 申込中
	( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 在園中 <input type="checkbox"/> 申込中
	( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 在園中 <input type="checkbox"/> 申込中

以下のいずれかの書類を添付または署名してください。

ここに確認書類を張り付けてください

#### 【提出するものにチェック(☑)をし、確認書類を貼り付けてください】

- 本人名義の健康保険証の写し(家族(被扶養者)は除く。国民健康保険は不可。)  
※健康保険法等により、保険証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないように、マーカー等で塗りつぶして提出してください。
- 直近1か月の給与明細書の写し
- 就労証明書のデータを事業主が保護者に送った際の、メール受信画面などを印刷したもの
- 就労証明書の発行主体が電子署名を保有している事業主の場合は、電子署名されたもの

#### 注意事項

- ◆ 保護者が、事業所名の記入されている就労証明書または就労証明書に係るデータを事業主に無断で作成し、または無断で改変等を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして、施設の利用の決定が取り消しになります。  
(在園している場合は、退所となります。)
- ◆ この場合、事業主の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立するおそれがありますので、ご注意ください。  

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役  
私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ◆ 就労証明書の記載内容を確認するため、事業所(記入担当者など)に市から問い合わせる場合があります。

上記のいずれも添付ができない場合は、チェック(☑)を入れ、署名してください。

- 事業主に無断で就労証明書を作成または改変等をしていないことを誓約いたします。

保護者(就労者)氏名(自署の場合は押印不要):

# 記入例

## 就労の事実を証明する確認書

この確認書は「就労証明書」の事業主の押印を不要とする代わりに提出していただくものです。必ず「就労証明書(押印のないもの)」とセットにして、市へ提出してください。

### ■ 保護者記入欄

利用(予定)施設名	〇〇〇保育園		
児童氏名(生年月日)	弘前 城	( 令和●年●月●日)	<input checked="" type="checkbox"/> 在園中 <input type="checkbox"/> 申込中
	弘前 花子	( 令和●年●月●日)	<input type="checkbox"/> 在園中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中
		( 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 在園中 <input type="checkbox"/> 申込中

以下のいずれかの書類を添付または署名してください。

ここに確認書類を張り付けてください

提出する書類の欄に☑をつけ、確認書類を貼り付けてください。  
確認書類の提出がなく、署名もない場合は、就労証明書(押印なし)を受理できません。  
いずれも提出ができない場合は、必ず署名欄へ保護者(就労者)が署名してください。

提出する書類

就労証明書のデータを事業主が保護者に送った際の、メール受信画面などを印刷したもの

就労証明書の発行主体が電子署名を保有している事業主の場合は、電子署名されたもの

### 注意事項

- ◆ 保護者が、事業所名の記入されている就労証明書または就労証明書に係るデータを事業主に無断で作成し、または無断で改変等を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして、施設の利用の決定が取り消しになります。  
(在園している場合は、退所となります。)
- ◆ この場合、事業主の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立するおそれがありますので、ご注意ください。

いずれの確認書類も提出できない場合のみ、署名欄へ保護者(就労者)が署名してください。(確認書類を提出するときは、署名は不要です。)  
確認書類の提出がなく、署名欄への署名もない場合は、就労証明書(押印なし)を受理できません。

上記のいずれも添付ができない場合は、チェック(☑)を入れ、署名してください。

- 事業主に無断で就労証明書を作成または改変等をしていないことを証明する書類を添付してください。

保護者(就労者)氏名(自署の場合は押印不要): 弘前 太郎

署名を自署しない場合は押印してください。